

令和6年
7月

vol.
95

広
報
紙

水レター

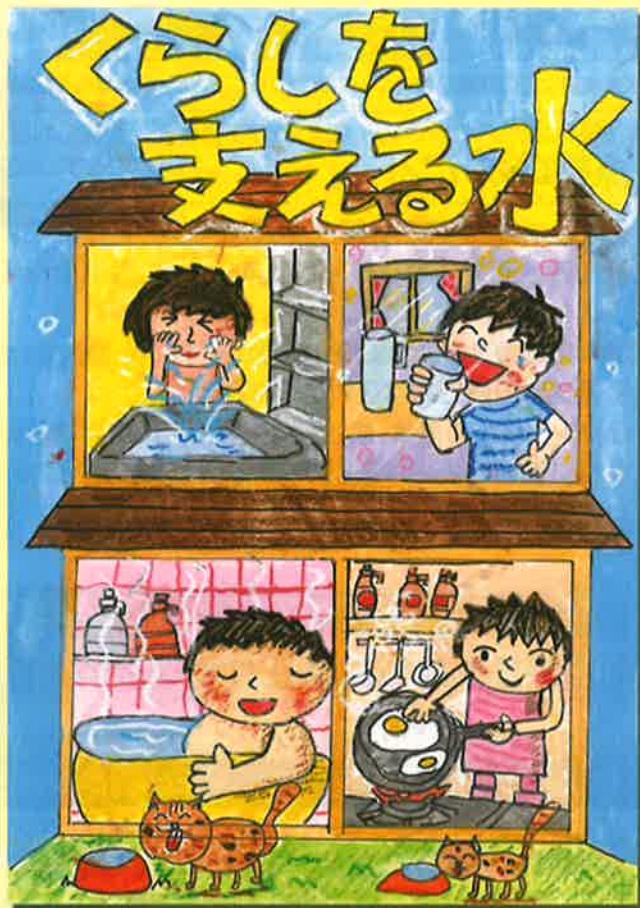
春日那珂川水道企業団

Kasuga-Nakagawa Waterworks Bureau

<https://kasuga-nakagawa-suido.or.jp>

第66回水道週間

水道は、私たちの生活に不可欠な水を安定的に供給する施設であり、生活基盤として欠かすことができません。「水道週間」では、各自治体が水道の現状や課題について広く皆様の理解を深め、今後の取組について協力を得るための催しを実施しております。



第65回水道週間懸賞募集特選 榎本水蓮さん(平戸市立大島小学校3年)

たいせつに
みずはみんなの
たからもの

水道週間

令和6年6月1日(土)～6月7日(金)

国土交通省・環境省・都道府県・市町村・水道事業者・(公社)日本水道協会・全国簡易水道協議会

出典(公社)日本水道協会

給水装置はお客様の財産です

給水装置とは？

企業団が道路に布設した配水管(水道管本管)から分かれて、家庭内まで引き込まれた給水管や、これに取り付けている蛇口などの給水用具を【給水装置】といいます。

また、受水槽が設置されている建物の場合は、受水槽への注入口までを給水装置といいます。給水装置は、水道メーターを除いてお客さまの所有財産です。



給水装置の範囲

給水装置

給水装置

漏水時の施工区分

所有者又は
管理人

企業団

所有者又は管理人

●給水装置の工事費用負担について

道路に埋められた配水管は企業団の所有物ですが、配水管から分かれた給水装置はお客様の財産です。この部分の新設、改造などの工事費用はお客様の負担となります。

●自然漏水時の修理費用負担について

配水管から水道メーターまで… 企業団で修理費用の負担が可能です。ただし、容易に掘削・取壊し及び復旧ができない塀、樹木、タイル等、給水装置と直接関係がないものに関する工事は行っていません。詳しくは企業団施設課(571-7003)までご連絡ください。

水道メーターの建物側から給水用具まで… お客様の費用負担になります。修理の際は指定給水装置工事事業者(企業団ホームページに掲載しています)へ修理を依頼してください。

工事後のトラブルを避けるために

- ①なるべく複数の指定給水装置工事事業者から見積りを取りましょう。
(見積りが有料の場合もあります。事前にご確認ください。)(漏水箇所が不明の場合は見積りができない場合もあります。)
- ②工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、十分な説明を受けてください。

問い合わせ先:施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

化学物質 PFOS、PFOA について

有機フッ素化合物(PFAS)であるPFOS(ペルフルオロオクタン sulfonic acid)及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されてきましたが、環境中で分解されにくく、蓄積性があることから、現在では、製造・輸入等が禁止されています。

どの程度の量が身体に入ると影響が出るのか、確定的な知見はありません。現在、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値※の取扱いについて、専門家による検討が進められています。

詳細な情報は、環境省のホームページ(<https://www.env.go.jp/water/pfas/pfas.html>)の「PFOS、PFOAに関するQ&A集」「PFASに関する今後の対応の方向性」にて公表されています。

令和2年4月に厚生労働省により、PFOS、PFOAは水質管理目標設定項目として位置づけられ、企業団では、定期的に水質検査を実施しています。これまでの検査において、検出されたことはありません(定量下限値5ng/L未満)。今後も継続して検査を行い、安全性を確認してまいります。

※暫定目標値:PFOSとPFOAの合算値で50ng/L以下(体重50kgの人が水を毎日2L飲用したとしても、健康に悪影響がないとされる濃度)

問い合わせ先:浄水課 TEL 408-4649/ FAX 408-4651

貯水槽管理の徹底をお願いします

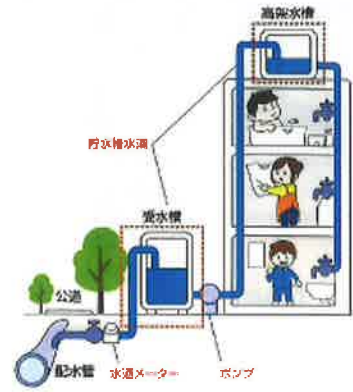
貯水槽水道とは？

ビルやマンションなどの建築物等では、配水池から送られてきた水道水をいったん受水槽に貯め、これを利用者に給水しています。このような水道は「貯水槽水道」と定義されており、その管理は貯水槽の設置者が行うこととされています。

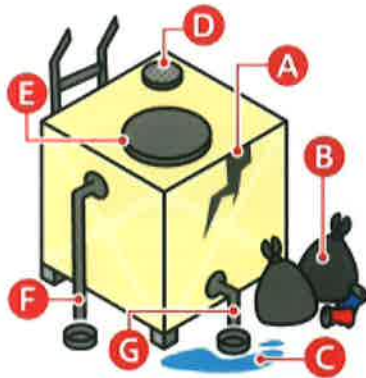
貯水槽(受水槽、高架水槽)の管理はされていますか？

受水槽の有効水量が10立方メートルを超える施設(簡易専用水道)の設置者に対し、下記の表のとおり清掃などの適正な管理を行い、定期的に検査を受けるよう義務づけられています(水道法第34条の2)。

また、法の適用を受けない10立方メートル以下の施設(小規模貯水槽水道)の設置者も簡易専用水道と同様に必要な衛生管理を行うよう努めてください。



貯水槽の清掃	毎年1回以上定期的に設置者自ら清掃を行うか、専門の清掃業者に清掃の依頼をしましょう。
貯水槽の点検	受水槽、高架水槽の状態やマンホールの施錠などの点検を行い、不備があるところは速やかに改善しましょう。また、地震、大雨など、水質に影響があると考えられるときには、臨時の点検を行いましょう。
水質検査	設置者は、【色】【濁り】【におい】【味】のチェックを定期的に行いましょう。異常が認められた場合には水質検査を実施しましょう。
給水停止及び水質異常時の利用者への周知	人の健康を害する恐れがある場合は、直ちに給水を停止し速やかに利用者への周知を行い、各市役所環境課及び当企業団施設課までお知らせください。
維持管理に関する検査	国の登録を受けた機関の維持管理に関する検査を毎年1回以上定期的に受けましょう。
管理記録の保管	水槽の清掃、点検、水質検査などの結果記録について保管をして下さい。情報提供を依頼する場合があります。



点検のポイント

- A 本体に亀裂、漏水や雨水・汚水等が入り込む隙間はないか。
- B 周囲は清潔に整理整頓されているか。汚染の原因となるものは置いていないか。
- C 水槽の周りに水たまりはないか。
- D 通気管の防虫網は破れていないか。
- E マンホールの蓋は、防水密閉で施錠等をしているか。
- F 越流管の防虫網は破れていないか。排水管と直接連結されていないか。
- G 水抜管は、排水管と直接連結されていないか。

貯水槽水道を設置された方は、入居者や使用者が「安全でおいしい水」が利用できるように、適正な管理点検を行いましょう。

問い合わせ先: 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

水質検査計画

企業団では、皆様に安心して安全な水道水をお届けするために、令和6年度水質検査計画を策定し、企業団窓口及びホームページで公開しています。

水質検査計画とは、採水の場所や水質検査の検査項目、検査回数などを明記した計画のことで水道法により年度ごとに策定し、公表することが義務づけられています。

この水質検査計画に沿って、浄水場から出る水道水が、国が定めた水道法に規定される51項目の水質基準に適合していることを確認しています。また、企業団では独自の水質管理目標項目を設定しており、残留塩素の濃度や臭気の強さ、色の程度などについて更に厳しい水質管理を行っています。

問い合わせ先: 浄水課 TEL 408-4649 / FAX 408-4651

水道料金のお支払いは“口座振替”が便利です

口座振替をご利用いただきますと、決まった日にお客さまご指定の口座から、自動的に水道料金等が支払われます。

お申込み方法

春日市内及び那珂川市内の各取扱金融機関に備え付けの専用申込用紙並びにインターネット(下記に説明。)にてお申込みができます。

※企業団ホームページから口座振替依頼書のダウンロードも可能です。また、企業団窓口にも口座振替依頼書を備え付けています。

インターネット以外では、各取扱金融機関窓口で直接お申込みいただくと印鑑照合等がその場でできるため、口座登録までが早く済みオススメです。

口座振替取扱金融機関

みずほ銀行、りそな銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、佐賀共栄銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、福岡信用金庫、福岡県信用組合、筑紫農業協同組合、ゆうちょ銀行

用意するもの

お客様番号がわかるもの(水道使用量のお知らせなど)

預金通帳(口座振替予定のもの)

口座のお届け印鑑(インターネットでお申込みの場合は不要)

口座振替をインターネットから申し込む場合

インターネット
(PC・スマートフォン)での
お申込み方法

右の2次元バーコード、または企業団ホームページのリンク先で、お申込みができます。企業団ホームページでは、「料金・手続き」の「口座振替に変更したいとき」から手続きにすすめます。

お申込み可能金融機関

福岡銀行、十八親和銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、筑邦銀行

口座振替の
お申込みはこちら



その他のお支払い方法

①お支払い方法は、口座振替のほかに納入通知書払いがあり、各取扱金融機関窓口(口座振替取扱金融機関とは一部異なります。)、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ及び水道企業団窓口でのお支払いが可能です。詳しくは企業団ホームページをご覧ください。

②お支払い方法を口座振替から納入通知書へ変更されたい場合は、料金課へご連絡ください。

問い合わせ先: 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988
または那珂川出張所 TEL 953-2211 / FAX 555-2134

検針日等のお知らせ

期	メーター検針期間	口座振替日	納付書納期限	検針地区	
奇数月検針地区	2期(6・7月)	7月21日(日)~月末	9月2日(月)	8月31日(土)	春日市給水区域のうち桜ヶ丘、日の出町、須玖北、須玖南、岡本、弥生、小倉、小倉東、原町、春日、大谷、伯玄町、若葉台西、若葉台東、ちくし台、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東、昇町、大和町、宝町、光町、千歳町、春日原東町、春日原南町、春日原北町、春日公園、惣利、平田台
	3期(8・9月)	9月21日(土)~月末	10月31日(木)	10月31日(木)	
	4期(10・11月)	11月21日(木)~月末	1月6日(月)	12月31日(火)	
偶数月検針地区	3期(7・8月)	8月21日(水)~月末	9月30日(月)	9月30日(月)	春日市給水区域のうち塚原台、下白水、星見ヶ丘、下白水南、下白水北、大土居、松ヶ丘、上白水、白水池、一の谷、泉、白水ヶ丘、天神山
	4期(9・10月)	10月21日(月)~月末	12月2日(月)	11月30日(土)	
	5期(11・12月)	12月21日(土)~月末	1月31日(金)	1月31日(金)	

※メーター検針は、土、日、祝日も行っています。

なお、天候等により、検針日が多少前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

また、検針期間中はメーターの上に物を置かない、犬を飼っている場合はメーターから離れた場所につなぐ等、検針のしやすい環境づくりにご協力ください。

口座振替をご利用の場合は、振替前日までに残高不足とならないよう確認していただき、納付書でのお支払いの場合は納期限内でのお支払いをよろしくお願いいたします。

問い合わせ先: 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988
または那珂川出張所 TEL 953-2211 / FAX 555-2134